

(主な改正内容)

市長の直近下位の内部組織に「市長公室」を設ける。

(施行期日)

令和4年4月1日

承第 3 号 専決処分の承認について

美濃市税条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の公布に伴い、美濃市税条例（昭和29年美濃市条例第19号）のうち令和4年4月1日から施行が必要な規定について、専決処分により改正した。

(主な改正内容)

- 1 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整の特例について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、2.5パーセントとする。
- 2 固定資産税等の課税標準の特例（わがまち特例）について
 - ・貯留機能保全区域に指定された土地に係る固定資産税及び都市計画税の減額の特例を追加する。
 - ・除害施設に係る固定資産税の減額の割合を、法に定める参酌すべき値の改正に合わせて改正する。
4分の3 → 5分の4

(施行期日)

令和4年4月1日

承第 4 号 専決処分の承認について

美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うため、また国からの財政支援の継続を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等の国民健康保険税の減免を、令和4年度分についても実施するため、専決処分により改正した。

(改正内容)

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ
63万円 → 65万円
- 2 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ
19万円 → 20万円

- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により行う減免の対象年度等の改正
- ・令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限等が設定されているもの）
- ↓
- ・令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限等が設定されているもの）
- （施行期日）
令和4年4月1日

承第 5 号 専決処分の承認について

美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について

（改正趣旨）

国からの財政支援の継続を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者に係る介護保険料の減免を、令和4年度分についても実施するため、専決処分により改正した。

（改正内容）

新型コロナウイルス感染症の影響により行う減免の対象年度等の改正

- ・令和2年度分及び令和3年度分の介護保険料（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限等が設定されているもの）
- ↓
- ・令和3年度分及び令和4年度分の介護保険料（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限等が設定されているもの）

（施行期日）

令和4年4月1日

承第 6 号 専決処分の承認について

令和4年度美濃市一般会計補正予算（第1号）

（内容）補正額	3, 800	千円
補正後の額	9, 878, 800	千円

議第33号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第2号）

（内容）補正額	68, 670	千円
補正後の額	9, 947, 470	千円

議第34号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について

(改正趣旨)

令和3年8月10日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、期末手当の支給率の引下げを行い、及び同勧告による令和3年度支給分の期末手当の引下げ相当額を令和4年6月支給分の期末手当の額から減額する調整を行うもの。

(改正内容)

1 期末手当支給率の改正(本則)

期末手当支給率を0.15月分引き下げる。

- ・ 6月支給分 2.2月分(−0.075月分) → 2.125月分
- ・ 12月支給分 2.2月分(−0.075月分) → 2.125月分

2 令和4年6月支給分の期末手当に関する特例措置を規定(附則第2項)

令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の0.15月分に相当する額を減額する。

(施行期日)

令和4年6月1日

議第35号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

令和3年8月10日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、期末手当の支給率の引下げを行い、及び同勧告による令和3年度支給分の期末手当の引下げ相当額を令和4年6月支給分の期末手当の額から減額する調整を行うもの。

(改正内容)

1 期末手当支給率の改正(本則)

期末手当支給率を0.15月分引き下げる。

- ・ 6月支給分 2.2月分(−0.075月分) → 2.125月分
- ・ 12月支給分 2.2月分(−0.075月分) → 2.125月分

2 令和4年6月支給分の期末手当に関する特例措置を規定(附則第2項)

令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の0.15月分に相当する額を減額する。

(施行期日)

令和4年6月1日

議第36号 美濃市職員の給与に関する条例及び美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

令和3年8月10日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、期末手当の支給率の引下げを行い、及び同勧告による令和3年度支給分の期末手当の引下げ相当額を令和4年6月支給分の期末手当の額から減額する調整を行うもの。

(改正内容)

1 美濃市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃市条例第6号)の一部改正(第1条)

期末手当支給率を0.15月分(再任用職員については、0.1月分)引き下げる。

一般職員

- ・ 6月支給分 1.275月分(−0.075月分)→1.2月分
- ・ 12月支給分 1.275月分(−0.075月分)→1.2月分

特定管理職員

- ・ 6月支給分 1.075月分(−0.075月分)→1.0月分
- ・ 12月支給分 1.075月分(−0.075月分)→1.0月分

一般職員(再任用)

- ・ 6月支給分 0.725月分(−0.05月分)→0.675月分
- ・ 12月支給分 0.725月分(−0.05月分)→0.675月分

特定管理職員(再任用)

- ・ 6月支給分 0.625月分(−0.05月分)→0.575月分
- ・ 12月支給分 0.625月分(−0.05月分)→0.575月分

2 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年美濃市条例第1号)の一部改正(第2条)

期末手当支給率を0.1月分引き下げる。

特定任期付職員

- ・ 6月支給分 1.675月分(−0.05月分)→1.625月分
- ・ 12月支給分 1.675月分(−0.05月分)→1.625月分

3 令和4年6月支給分の期末手当に関する特例措置を規定(附則第2条)

令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の0.15月分又は0.1月分に相当する額を減額する。

- ・ 再任用職員以外の職員 0.15月分
- ・ 再任用職員 0.1月分

4 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年美濃市条例第6号）の一部改正（附則第3条）

給与条例の規定を準用するフルタイム会計年度任用職員の期末手当が、令和4年6月支給分の期末手当の減額特例の適用除外を受ける旨を規定し、及び給与条例改正に伴う引用条文の改正を行う。

（施行期日）

令和4年6月1日